

# 第152回宮城県都市計画審議会

と き 平成22年2月5日(金)  
午後1時30分  
と ころ 宮城県行政庁舎  
4階 特別会議室

平成21年度

## 第152回宮城県都市計画審議会議案書

### 次 第

- 1 開 会
- 2 報 告  
第151回宮城県都市計画審議会議案の処理について
- 3 議 案  
議案第2204号ほか21件
- 4 閉 会

平成22年2月  
宮城県都市計画審議会

# 目 次

## 1 報 告

第151回宮城県都市計画審議会議案の処理について	4
--------------------------	---

## 2 議 案

議案第2204号 迫都市計画区域、東和都市計画区域、登米都市計画区域、豊里都市計画区域及び津山都市計画区域の変更について	5
議案第2205号 迫都市計画区域、東和都市計画区域、登米都市計画区域、豊里都市計画区域及び津山都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について	11
議案第2206号 迫都市計画、東和都市計画、豊里都市計画及び津山都市計画道路の変更について	13
議案第2207号 迫都市計画土地区画整理事業の変更について	19
議案第2208号 築館都市計画区域、若柳都市計画区域及び栗駒都市計画区域の変更について	22
議案第2209号 築館都市計画区域、若柳都市計画区域及び栗駒都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について	27
議案第2210号 築館都市計画、若柳都市計画及び栗駒都市計画道路の変更について	29
議案第2211号 築館都市計画公園の変更について	34
議案第2212号 鶯沢都市計画区域の廃止について	37
議案第2213号 鶯沢都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について	40
議案第2214号 鶯沢都市計画道路の変更について	42
議案第2215号 鶯沢都市計画公園の変更について	45

議案第2216号 築館都市計画、若柳都市計画、栗駒都市計画及び鶯沢都市計画下水道の変更について	48
議案第2217号 古川都市計画区域、岩出山都市計画区域、鹿島台都市計画区域、鳴子都市計画区域、中新田都市計画区域、小牛田都市計画区域及び涌谷都市計画区域の変更について	51
議案第2218号 古川都市計画区域、岩出山都市計画区域、鹿島台都市計画区域、鳴子都市計画区域、中新田都市計画区域、小牛田都市計画区域及び涌谷都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について	54
議案第2219号 鳴子都市計画風致地区の変更について	56
議案第2220号 古川都市計画、岩出山都市計画、鹿島台都市計画、中新田都市計画、小牛田都市計画及び涌谷都市計画道路の変更について	59
議案第2221号 古川都市計画公園の変更について	67
議案第2222号 古川都市計画、岩出山都市計画及び中新田都市計画緑地の変更について	70
議案第2223号 古川都市計画土地区画整理事業の変更について	73
議案第2224号 古川都市計画、鹿島台都市計画及び小牛田都市計画下水道の変更について	76
議案第2225号 大郷都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更について	79

第151回宮城県都市計画審議会議案の処理について

決定主体	議案番号	関係市町村	件名	処理結果
宮城県	第2202号	栗原市 登米市	若柳都市計画, 築館都市計画, 栗駒都市計画及び鶯沢都市計画下水道の変更	平成21年9月18日 宮城県告示第858号
宮城県	第2203号	蔵王町	特殊建築物の敷地の位置について	平成21年9月15日 建築許可第H20・3号

迫都市計画区域，東和都市計画区域，登米都市  
計画区域，豊里都市計画区域及び津山都市計画  
区域の変更について

根拠条文：都市計画法第5条第6項において準用する

同条第3項

都市計画案：別紙のとおり

迫都市計画区域，東和都市計画区域，登米都市計画区域，  
豊里都市計画区域及び津山都市計画区域の変更

(宮城県決定)

迫都市計画区域，東和都市計画区域，登米都市計画区域，豊里都市計画区域  
及び津山都市計画区域を次のように変更する。

- 1 都市計画区域の名称  
登米都市計画区域
- 2 新たに都市計画区域に含まれる土地の区域  
字名一覧表のとおり
- 3 都市計画区域から除外される土地の区域  
字名一覧表のとおり

#### 4 変更の理由

登米圏域の都市計画区域は平成2年5月の迫都市計画区域の変更を最後にその後は大きな変更は無く，多くの都市計画区域が昭和40年代の変更を最後に見直しは行われていなかった。

一方，本圏域では市町村合併の進展に伴い，平成17年4月に登米市が誕生し，大規模な市町村合併が進展した。

この結果，一つの市内に複数の都市計画区域が存在したまま，農業振興地域の整備に関する法律など，土地利用の規制に関する関連法との調整を逐次行いながら，適正な土地利用の配置，規制・誘導を行い，必要な都市施設についても整備を行ってきたところである。

今回，市街地の広がりや住民の生活圏域などを考慮し，今後の都市活動に必要な土地や施設が，相当程度充足できる範囲を検討したところ，各都市計画区域が一体の都市として整備，開発及び保全する必要があると考えられるため，都市計画区域を統合し，一つの都市計画区域として指定するものである。

また，登米インターチェンジ（平成21年3月）の供用開始に伴い，高速交通の利便性を活用した都市的土地利用などの民間開発などが予想される区域についても一体の都市として整備，開発及び保全する必要があると考えられることから，都市計画区域として指定するものである。

字名一覧表

1 新たに都市計画区域に含まれる土地の区域

登米市

大字	小字	全部／一部
迫町森	花島, 金堀, 上野, 新金堀, 新西前, 新中江, 新田, 新柳待井, 西前, 西表, 赤沼, 中江, 東赤沼, 東表, 平柳前, 北沼田, 北赤沼, 木戸脇, 平柳, 柴前	全部
	越戸, 上柳待井, 新芝前, 新東表, 新道, 西表前, 西柳待井, 内ヶ袋, 表前, 木戸脇前, 柳待井	一部
迫町佐沼	巻ノ上, 七日市場, 大瀬, 西館北	全部
	館ヶ袋, 新大瀬	一部
迫町北方	宮崎, 宮崎前, 高見, 高見前, 三ツ目沢, 市島, 紫雲山, 紫雲山下, 紫雲山裏, 舟橋, 新市島, 深田, 深田前, 川戸沼, 川戸沼前, 鼠田前, 相ヶ沢, 相ヶ沢前, 太田河, 大洞, 大洞前, 中沢, 中沢前, 田ノ尻, 日向前, 日向前下	全部
	下北浦, 金ヶ森, 舟橋前, 新八の森前, 鼠田, 上北浦	一部
登米町寺池	鶴ヶ塚, 細谷, 亀ヶ下, 柵田	一部
登米町日野渡	外雑田原, 玉山, 軍場, 荒田待井, 銅谷, 内の目, 南田, 日野渡, 蛭沢, 布目, 薬師崎, 脇谷, 馳沢, 雑田原	全部
		一部
登米町小島	上大谷地, 西岡谷地, 東岡谷地, 木戸崎	全部
	大谷地, 長橋, 弁慶山, 柵田, 七百刈, 北長橋下	一部
登米町日根牛	並柳, 一本杉, 峠	全部
	八反, 谷木前, 山田	一部
東和町米谷	牛房巻, 金谷, 表, 野地	全部
	山田, 六反	一部
中田町石森	越戸, 牡丹塚, 下沼田, 下谷地, 加賀野田中, 久保, 境堀, 高鼻, 菜園, 室木, 小人町, 上沼田, 新蟹甲, 新宮田, 新境堀, 新細谷, 新菜園, 新室木, 新田, 新畑中, 新堀, 新野元, 西細谷, 西赤沼, 西川原毛, 西田, 前田, 霜降館, 霜田, 茶畑, 中川原毛, 町, 東細谷, 入道坂, 鳴神堂, 油田, 眞内	全部
	新塚崎, 沼ノ葉, 水神木, 蟹甲, 熊野堂, 新蓬田, 新川前, 川前, 若林, 新霜田, 新寺浦, 新新田	一部

大字	小字	全部／一部
中田町宝江黒沼	蓬原, 浦, 桶下, 下道, 館野, 亀ヶ岡, 荒神堂, 十文字, 新蓬原, 新桶下, 新館野, 新亀ヶ岡, 新荒神堂, 新西野, 新大口前, 新鶴ヶ塚, 新東沖, 新東前, 新畑中, 新兵庫, 新兵庫前, 諏訪沼, 西野, 西野前, 大海崎, 大海崎前, 大口, 町, 鶴ヶ塚, 鶴ヶ塚前, 東, 東前, 南蓬原, 南桶下, 畑中, 兵庫, 北桶下, 葉ノ木立	全部
中田町宝江新井田	姥沼, 沖田, 下道, 加賀野境, 外ノ目, 館, 元吸方江, 五郎兵衛待井, 後谷地, 後田, 荒谷, 紺谷, 佐渡待井, 佐野前, 佐野裏, 細谷, 細谷前, 雑喉待井, 柴垣, 柴垣前, 柴垣裏, 芝尻, 沼崎, 上待井, 新姥沼, 新沖橋, 新館, 新佐野, 新細谷, 新森六前, 新南新田, 新堀端, 新要害, 新六前, 新六裏, 森六裏, 神畑, 西荒谷, 大江洲, 大待井, 地極田, 中斉, 東荒谷, 南荒谷, 南新田, 南神畑, 並柳, 並柳前, 並柳裏, 並柳洲, 堀端, 弥平構, 要害	全部
	下道前, 三号区, 芝尻前, 新沼崎, 新六下, 森六下, 二号区	一部
中田町宝江森	新田, 森六前, 六丁目	全部
中田町上沼	愛宕浦, 姥沼, 下谷地, 館, 館浦, 境後, 境前, 金谷, 脇曲, 上向田, 新沖田, 新大柳浦, 新沢田, 新谷地前, 新田, 新田浦, 新竈壇, 西桜場, 大柳, 大柳浦, 沢田, 谷地前, 中才裏, 東姥沼, 東金谷, 南桜場, 南要害浦, 北桜場, 堀米, 弥勒寺山, 弥勒寺大下, 要害, 要害浦, 竈壇	全部
	下川前, 御藏, 小塚渡, 新寺山下, 新小塚渡, 川前, 鳥喰田, 八幡浦, 北要害浦, 弥勒寺沖田	一部
中田町浅水	浦向, 下川面, 灰塚, 巻, 駒形, 窪田, 元待井, 五号, 江ノ尻, 荒神堂, 小島, 上川面, 新一号, 新岡田, 新巻川前, 新九号, 新駒形, 新五号, 新三号, 新四号, 新七号, 新十一号, 新十号, 新十三号, 新十二号, 新沼尻, 新西寺田, 新西川面, 新川前, 新待井下, 新大明神, 新田, 新東寺田, 新東川面, 新筒田, 新二橋, 新二号, 新八号, 新六号, 水越玉山, 西新田, 西水越, 西川面, 川面, 浅部玉山, 大明神前, 大木前, 池袋, 中川面, 鳥喰, 田向, 田向沖, 土手下, 東寺田, 東新田, 東水越, 東川面, 筒場前, 南田, 二号, 八号, 嶺形, 六号	全部

大字	小字	全部/ 一部
南方町	河面, 丸内, 鴻ノ木, 寺袋, 小山, 照井, 新丸ノ内, 新寺袋, 新鶴江, 新島前, 新二ツ橋, 瀬ノ淵, 大浦戸, 鶴江, 天沼, 内ノ目, 二ツ橋, 薬師島屋敷	全部
	王塚, 上ヶ戸, 新作田, 新待井, 新中山, 新板倉後, 大網, 峯, 峯前, 雷	一部
豊里町	後沢田	全部
	笑沢, 大沢, 平林, 上沼田, 中沼田, 久寿田	一部

## 2 都市計画区域から除外される土地の区域

### 登米市

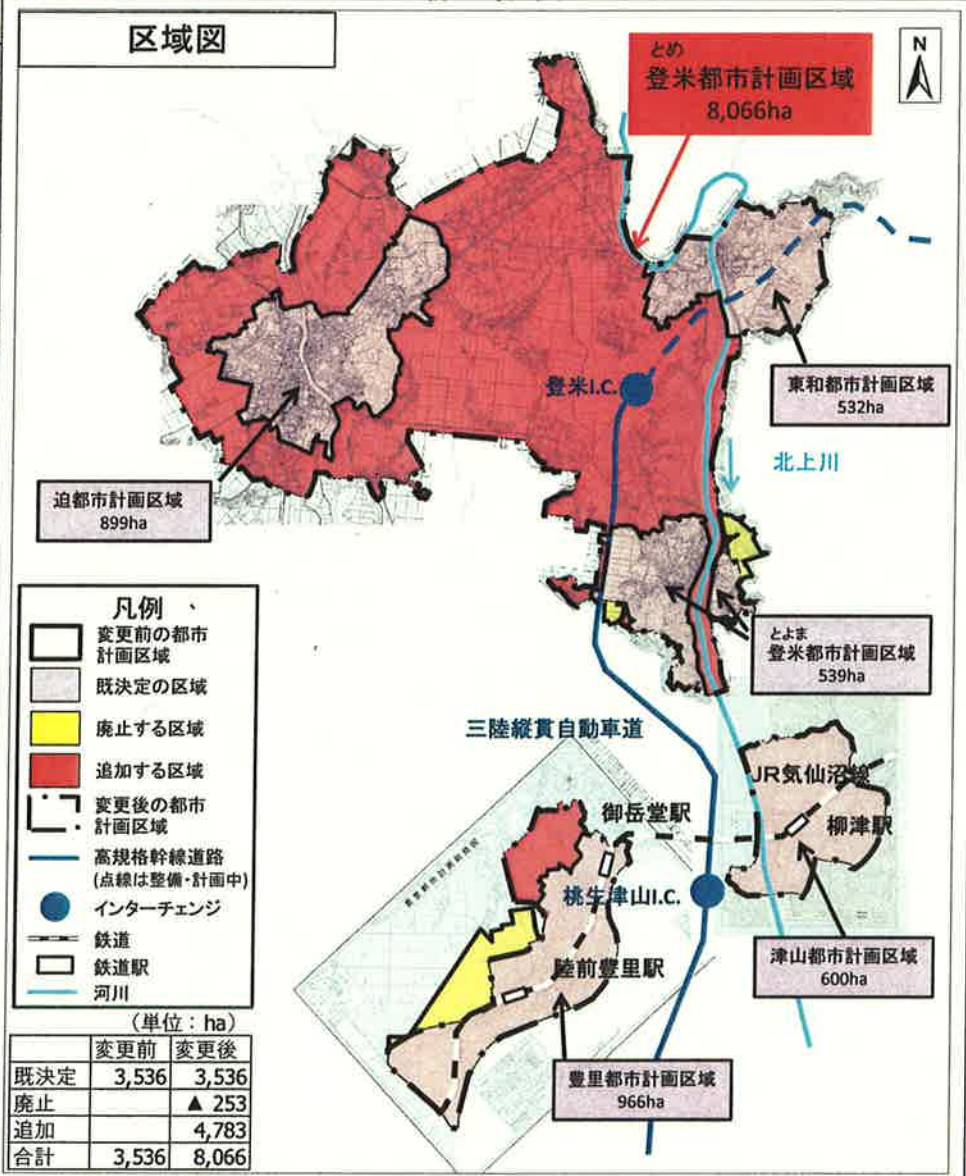
大字	小字	全部/ 一部
登米町小島	長橋, 高梨	一部
登米町日野渡	雑田原	一部
登米町日根牛	北沢山	全部
	阿羅田, 小川向	一部
豊里町	下沼田, 寿崎前, 昭和, 新江合, 新切津, 町浦, 二番江, 北待井下, 葭立, 下屋浦	一部

位置図



凡		例	
	都市計画区域を変更する区域		都市計画区域を変更する区域
	都市計画区域		都市計画区域
	廃止する区域		廃止する区域
	追加する区域		追加する区域
	変更後の都市計画区域		変更後の都市計画区域
	高規格幹線道路 (点線は整備・計画中)		高規格幹線道路 (点線は整備・計画中)
	インターチェンジ		インターチェンジ
	鉄道		鉄道
	鉄道駅		鉄道駅
	河川		河川

区域図



凡例

- 変更前の都市計画区域
- 既決定の区域
- 廃止する区域
- 追加する区域
- 変更後の都市計画区域
- 高規格幹線道路 (点線は整備・計画中)
- インターチェンジ
- 鉄道
- 鉄道駅
- 河川

(単位: ha)

	変更前	変更後
既決定	3,536	3,536
廃止		▲ 253
追加		4,783
合計	3,536	8,066

迫都市計画区域、東和都市計画区域、登米都市計画区域、豊里都市計画区域及び津山都市計画区域の変更 (登米市)

この地図は、国土院の提供を受けた、国土地理院の「国土地理院の20万 分の1縮尺の地形図を基に作成したものである。 (平成27年11月)」

迫都市計画区域，東和都市計画区域，登米都市計画区域，  
豊里都市計画区域及び津山都市計画区域の整備，開発及び  
保全の方針の変更について

根拠条文：都市計画法第21条第2項において準用する

同法第18条第1項

都市計画案：別紙のとおり

迫都市計画区域，東和都市計画区域，登米都市計画区域，  
豊里都市計画区域及び津山都市計画区域  
の整備，開発及び保全の方針の変更  
(宮城県決定)

迫都市計画区域，東和都市計画区域，登米都市計画区域，豊里都市計画区域  
及び津山都市計画区域の整備，開発及び保全の方針を次のように変更する。

1 登米都市計画区域の整備，開発及び保全の方針

別添のとおり

2 変更の理由

都市計画区域の見直しに伴い，新たな都市計画区域を対象として，「都市計画  
区域の整備，開発及び保全の方針」（以下「都市計画基本方針」という。）を見  
直すものである。

また，広域的観点から旧町の各都市機能の役割分担と連携を行って，合理的  
に都市計画を進め，合併新市における総合計画，国土利用計画等基本構想の内  
容を踏まえると共に，「宮城の将来ビジョン」（宮城県：平成19年3月策定）  
に掲げる「富県宮城」あるいは「コンパクトなまちづくり」の実現を視野に入  
れて，人口減少・少子高齢社会に対応した持続可能な都市を形成するために都  
市計画基本方針を見直すものである。



迫都市計画，東和都市計画，豊里都市計画及び

津山都市計画道路の変更（宮城県決定）

迫都市計画，東和都市計画，豊里都市計画及び  
津山都市計画道路の変更について

根拠条文：都市計画法第21条第2項において準用する

同法第18条第1項

都市計画案：別紙のとおり

迫都市計画，東和都市計画，豊里都市計画及び津山都市計画道路の名称を次のように変更する。

変更前	変更後
迫都市計画道路3・4・1号北方中田線	登米都市計画道路3・4・1号北方中田線
迫都市計画道路3・4・2号西館大綱線	登米都市計画道路3・4・2号西館大綱線
迫都市計画道路3・5・4号石ノ森佐沼線	登米都市計画道路3・5・7号石森佐沼線
迫都市計画道路3・5・5号中江塚崎線	登米都市計画道路3・5・8号中江塚崎線
迫都市計画道路3・5・6号中江末広線	登米都市計画道路3・5・9号中江末広線
迫都市計画道路3・5・7号中江飯島線	登米都市計画道路3・5・10号中江飯島線
迫都市計画道路3・6・8号錦平柳線	登米都市計画道路3・6・20号錦平柳線
東和都市計画道路3・5・1号米谷大橋線	登米都市計画道路3・5・14号米谷大橋線
東和都市計画道路3・5・2号米谷中央線	登米都市計画道路3・5・15号米谷中央線
豊里都市計画道路3・5・2号新大橋線	登米都市計画道路3・5・16号新大橋線
豊里都市計画道路3・4・4号新田加ヶ巻線	登米都市計画道路3・4・5号新田加ヶ巻線
津山都市計画道路3・5・1号柳津大通線	登米都市計画道路3・5・18号柳津大通線
津山都市計画道路3・5・2号柳津宮町線	登米都市計画道路3・5・19号柳津宮町線

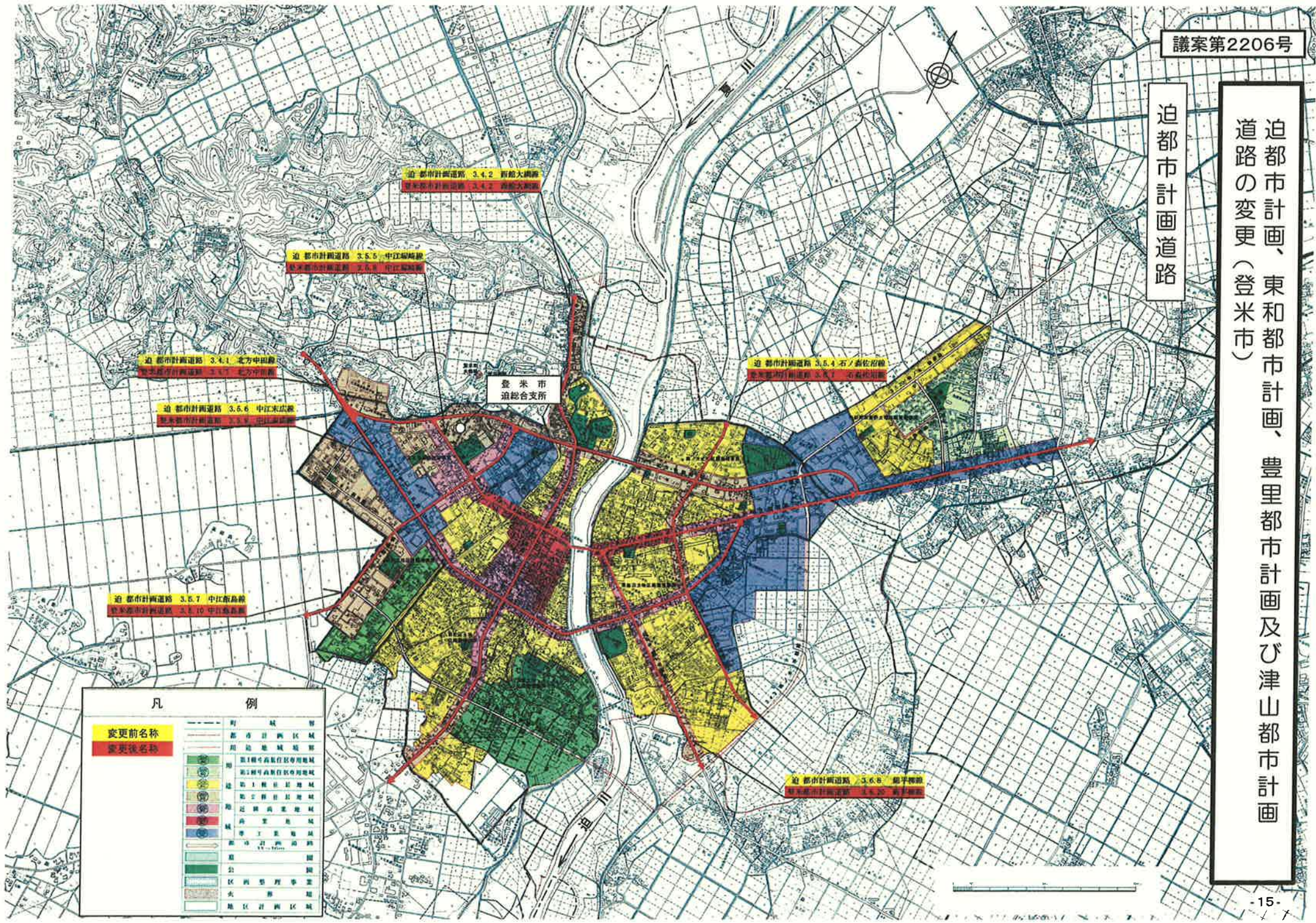
「区域は計画図表示のとおり」

理由

都市計画区域の再編に伴い，迫都市計画区域，東和都市計画区域，豊里都市計画区域及び津山都市計画区域を登米都市計画区域に変更するため，都市計画道路の名称変更を行うもの。

迫都市計画道路

迫都市計画、東和都市計画、豊里都市計画及び津山都市計画  
道路の変更（登米市）



凡 例	
変更前名称	市 街 区
変更後名称	都市計画区域
	用途地域 地区
	第1種中高層住居専用地域
	第2種中高層住居専用地域
	第1種住居地域
	第2種住居地域
	近隣商業地域
	商業地域
	準工業地域
	公園
	公園地
	区画整理事業
	水 道 区
	地区計画区域